

聖隷クリストファー大学私費外国人留学生授業料等減免について

(目的)

この規程は、聖隷クリストファー大学（以下、「本学」という）が、人物、学業ともに優秀なアジア・アフリカ等の開発途上国からの私費外国人留学生（以下、「私費留学生」という）に対し、経済的負担を軽減するため、授業料等の減免（以下、「減免」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象留学生)

減免の対象となる私費留学生は、本学の学部または大学院の正規課程に在籍する外国人留学生とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 国費外国人留学生および外国政府派遣留学生
- (2) 出席日数を勘案し、学業継続の意思がないと認められる者
- (3) 学業および品行不良で、成業の見込みがないと認められる者
- (4) 経済的に恵まれていると認められる者
- (5) 留年した者、ただし病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く
- (6) 在留資格が「留学」でない者

(申請)

減免を希望する私費留学生は、本学学費納付期日までに、以下の書類を国際交流センターに提出する。また入学志願にあたり、入学後の減免を希望する場合は、前項に定める本学所定の書類を入学願書提出時にあわせて提出する。

- (1) 私費留学生授業料等減免申請書
- (2) 私費留学生の経済状況に関する私費外国人留学生調査票
- (3) 推薦状

(選考)

減免対象者の審査は、次の各号について行う。

- (1) 出身国の経済事情
- (2) 学生の経済状況
- (3) 保健医療福祉の専門職となる志
- (4) 学力・勉学意欲
- (5) 人物

(減免額)

減免額は、減免を希望する私費留学生の出身国および経済状況等を勘案し、減免の対象となる学費の50%を上限とする。

(期間)

減免期間は、原則として正規の修業年限の範囲内とする。ただし、減免の継続については、毎年度承認を得るものとする。